

沼津市シェアサイクル活用推進事業への参画事業者選定に係るプロポーザル

〈質問に対する回答〉

No.	分類	質問	回答
1	実施要領	<p>〈P 3〉 5 協定の締結</p> <p>・運営企業1社単独で参加申込（共同体を結成しての申請はせず）の上で、システム面で実施協力頂く外部パートナー企業も含めて、3者（沼津市・運営企業・パートナー企業）で協定を締結させていただくことは可能でしょうか？</p>	<p>公募仕様書〈P 3〉 6. 運営基準 の(3)運営では、自転車の貸出・返却管理及び料金決済など運営のコアとなるシステムを自ら開発し、所有していることとしています。</p> <p>また、公募仕様書〈p 4〉 8. 運営報告では、(2)市内の自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項（移動軌跡等、シェアサイクルを使った移動に関する分析データを含む）としています。</p> <p>以上から、運営企業およびシステム企業が異なる場合は共同体を結成した上で申請を行い、参加事業者選定後、3者（沼津市・運営企業・システム企業）で協定を締結することになります。</p> <p>なお、共同体を結成する場合については、実施要領〈P 2〉 3 参画資格(6)および実施要領〈P 4〉 7 参加申込書及び運営計画書等の提出（3）提出書類⑥⑦を参照してください。</p>

2	実施要領	<p><P 3> 7 参加申込書及び運営計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部パートナー企業の分も、以下の提出書類は必要でしょうか？ ②会社概要 ③暴力団又は暴力団員でないこと等に関する表明・確約書 ⑧同種事業実績調書 	<p>共同体としての提出の場合、実施要領〈P 3～4〉</p> <p>(3) 提出書類②～⑤は構成員それぞれの分を提出してください。なお、沼津市入札参加資格者名簿に登録がある場合は、③④⑤の書類は不要です。⑧については、共同体として構成員の同種事業実績調書を記載してください。</p>
3	実施要領	<p><p4> 8 事業参画申込書及び運営計画書等に関する留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「運営計画書について、表紙・目次・裏表紙を除き10ページ以内…」とありますが、裏表で両面印刷したページは、1枚でも「2ページ」というカウントとなりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営計画書は、裏表で両面印刷したページは2ページとカウントしますので、表紙・目次・裏表紙を除き10ページ以内で作成してください。